

## ボランティア募集情報の取り扱いに関する方針

### 畿央大学ボランティアセンター

畿央大学ボランティアセンターの役割は、ボランティア活動を通じた教育研究活動の支援や人材育成に寄与するためにボランティア活動に関する各種の事業を行うことであり、以下の方針に基づいてボランティア募集情報を取り扱うものとする。

#### 1. ボランティア募集情報の受付

- (1) 本学の学生に対してボランティア活動への参加を募集する組織および団体（以下、「ボランティア活動先」）は、所定の「ボランティア募集要請書」に必要事項を記入のうえ、メール・FAXにて提出してください。
- (2) 必要に応じて、組織や団体の概要、これまでの活動実態など、実績を示した書類の提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 「ボランティア募集要請書」以外に、募集内容に関連して独自に作成したチラシやポスターなどがあればお預かりします。
- (4) 受け付けた情報のうち、学生への提供が適切と認められたものについては、随時、所定の方法で公開します。
- (5) 提示された条件と実際の活動内容が大きく異なることが判明した場合や、活動した学生が精神的・肉体的苦痛を受けた場合には、以降の受付を停止します。
- (6) 原則として、個人からの募集要請にはお応えできません。

#### 2. ボランティア活動先の選定基準

- (1) 公共性・公益性が高いと認められるもの
- (2) 営利性がないと認められるもの
- (3) 安全性が高いと認められるもの
- (4) 学生に対して教育的配慮のある対応が行われるもの
- (5) ただし、以下に該当するものについては受付できません。
  - ① 法令に違反するもの
  - ② 公序良俗に反するもの
  - ③ 政治的・宗教的活動を主な目的とするもの
  - ④ 精神的・肉体的苦痛を伴う活動
  - ⑤ 深夜 22 時以降早朝 6 時までの活動（キャンプ活動は除く）
  - ⑥ 本来、有資格者によって行われる活動
  - ⑦ 車の運転を伴う活動
  - ⑧ その他、ボランティアセンターが不相当と判断するもの

### 3. ボランティア活動先との申し合わせ

- (1) ボランティア活動先は、学生が授業・試験・学校行事などの学業や学生生活を優先するため、ボランティア活動に参加することが難しい場合があることに配慮してください。
- (2) ボランティア活動先は、活動内容や学生の要望によっては、すべての依頼にお応えできない場合があることをあらかじめご了承ください。
- (3) ボランティア活動先は、担当者を明確にしたうえで、ボランティアセンターとの連絡調整に務めるものとします。
- (4) ボランティア活動先は、参加希望学生に対してオリエンテーション等を実施して活動内容や条件（活動に必要な情報や留意事項）を詳しく提示し、内容について両者が合意したうえで活動に臨んでください。
- (5) ボランティア活動先は、参加学生に対して教育的観点から指導・助言を行うものとします。
- (6) ボランティア活動先は、不必要に学生の個人情報を取得してはなりません。
- (7) ボランティアセンターは、参加希望学生があらかじめボランティア活動保険に加入していることを確認し、未加入の場合は活動を休止させることがあります。
- (8) ボランティアセンターは、ボランティア活動先および参加学生に関する情報について、本学が定める個人情報や情報セキュリティに関する規定および倫理規定に従って適切に取り扱い管理するものとします。

### 4. 免責事項

ボランティアセンターで取り扱う情報に関して発生したトラブル等について、ボランティア活動先に対する責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

2008年 4月 1日 制定

2025年 7月 1日 改定